

○ 初めて特定技能外国人を受け入れる場合に提出が必要となる書類です。
既に特定技能外国人を受け入れている機関については、以下の書類は提出不要です。
(審査の際に機関の適格性を確認する必要がある場合は、提出をお願いすることがあります。)

番号	必要書類	様式番号	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
					いずれか 選択		過去に提出した 申請日及び申請番号		
1	特定技能所属機関概要書	参考様式 第1-11-1号	○		有	無		有	無
2	個人事業主の住民票の写し (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載がある ものに限る。		○		有	無		有	無
3	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)		○	※労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を 証明する書類の提出が必要 ※口座振替結果通知ハガキを紛失した場 合には、都道府県労働局発行の「労働保 険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無		有	無
4	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類								
	A)健康保険・厚生年金 保険の適用事業所の場 合	社会保険料納入状況回答票又は 健康保険・厚生年金保険料領収 証書の写し (注)申請の日の属する月の前々 月までの24か月分が必要	○	※納付や換価の猶予を受けている場合 に、社会保険料納入状況照会回答票にそ の旨の記載がないときは、納付の猶予許 可通知書又は換価の猶予許可通知書の写 しの提出が必要	有	無		有	無
	B)健康保険・厚生年金 保険の適用事業所でな い場合	個人事業主の国民健康保険被保 険者証の写し (注)保険者番号及び被保険者等 記号・番号を申請人側でマスキ ング(黒塗り)すること。	○		有	無		有	無
		個人事業主の国民健康保険料 (税)納付証明書 (注1)直近1年分が必要 (注2)保険者番号及び被保険者 等記号・番号を申請人側でマスキ ング(黒塗り)すること。	○	※納付や換価の猶予を受けている場合で あって、国民健康保険料(税)納付証明 書にその旨の記載がない場合には、これ らに係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
		個人事業主の国民年金保険料領 収証書の写し又は被保険者記録 照会(納付Ⅱ)(被保険者記録照 会回答票含む。) (注1)申請の日の属する月の 前々月までの24か月分が必要 (注2)基礎年金番号を申請人側 でマスキング(黒塗り)するこ と。	○		有	無		有	無
5	個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3) (注)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「② 申告所得税及び復興特別所得税」「③消費税及び地方 消費税」「④相続税」「⑤贈与税」		○	※納税の猶予又は納付受託の適用を受け ている場合は、当該適用がある旨の記載 がある納税証明書及び未納がある税目に ついての納税証明書(その1)の提出が必要	有	無		有	無
6	個人事業主の個人住民税の市町村発行の納税証明書 (注)直近1年分が必要		○	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶 予又は納付受託)の適用を受けている場 合に、当該適用を受けていることが納税 証明書に記載されていないときは、当該 適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無